

平成24年度 黒潮町宮川奨学資金貸与奨学生 募集

黒潮町では、教育の機会均等を図り、社会の健全な発展に寄与するとともに、有為の人材を育成することを目的に、学資の貸与を受ける黒潮町宮川奨学資金貸与奨学生を募集します。

◆奨学生の資格

- ①申請者および保護者が本町に引き続き3年以上居住している方（住民基本台帳に記載されていること）
- ②優秀な学徒で高等学校以上の学校に入学ならびに在学し、修学の志を有するにもかかわらず、経済的理由により修学または入学困難と認められる方
- ③品行方正、向学心旺盛、志操堅実で在学学校長の推薦がある方

※奨学生は「黒潮町宮川奨学資金資格選考委員会」の意見をもとに教育長が決定します。

◆奨学金の額

- ①高校またはこれと同程度の学校の奨学生 月額2万円以内
- ②大学またはこれと同程度の学校の奨学生 月額3万円以内

※奨学金は無利息です。

◆奨学金の貸与

4月および10月の、年2回に分けて貸与します。

◆貸付の期間

その学校における正規の修学期間を限度とします。

◆奨学金の返還

卒業の月の1年後から、奨学資金貸付年数の2倍以内の期間内に、全額を半年賦（6月・12月）で返還してください。

◆申請の手続き

出身学校または在学校長の推薦を受け、次の書類を1部ずつ提出してください。

- ①奨学生願書
- ②奨学生推薦調書
- ③添付書類

- 住民票（申請者・保護者）
- 平成22年中分の所得証明書（申請者の世帯全員）
- 平成23年度分の納税証明書（申請者の世帯全員）

◆申込受付期間

2月1日（水）～24日（金）

◆申・問

教育委員会学校教育係

☎55-3190（直通）

平成24年経済センサス―活動調査を実施します（調査にこころ）

◆調査の期日

平成24年2月1日現在で実施します。

◆報告の義務

「統計法」では、統計調査を受ける人には報告の義務を、調査を行う関係者は調査で知ったことを他に漏らしてはいけない義務を規定しています。また、違反した時には罰則が定められています。

なお、調査票の記入内容を統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありません。

◆調査の対象

全国すべての事業所が対象です。なお、農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務・国・地方公共団体の事業所は除きます。

◆調査項目

経営組織、事業所の開設時期、従業者数、事業所の主な事業内容、売上および費用の金額、事業別売上金額など

◆調査の方法（調査員調査）

支社などが無い事業所や新設された事業所については、高知県知事が任命する調査員が訪問し調査をします。

1月下旬までに事業所に伺い、新設・廃業などの確認や調査票への記入依頼、調査票の配布を行い、2月から調査票の回収に伺います。

◆調査結果の利用方法

- ①国内総生産（GDP）、都道府県民所得などの推計に利用
- ②地方消費税を都道府県や市町村に交付する際に利用
- ③地域の産業振興や商店街活性化のための施策に利用
- ④工業団地開発計画・企業誘致施策のための基礎資料として利用
- ⑤各種補助金を交付するための基礎資料として利用



みなさまのご理解とご協力をよろしくお願ひします。

明日の日本をつくる経済調査です。

本庁総務課企画振興係

☎43-2177（直通）